

社寺保管林規則中改正件筆記

大正六年六月二十日

国立公文書館

分類

2 A

配架番号

15-9

Ⓚ D 395

国立公文書館

利用上の注意

秘密院会議筆記及び同委員会録  
 は、非公開の席上における発言を  
 記録したものであります。したが  
 って当該発言者の共同著作物と解  
 されますので、引用等発表に際し  
 著作権法上の問題の生ずることの  
 ないよう特に御配慮願います。

樞密院會議筆記

社寺保管規則中改訂件

大正六年六月二十日(水曜日)午前十時五十分開

議

聖上臨御

出席員

清浦副議長

國務大臣

寺内總理大臣 四番

岡田文部大臣 十番

仲小路農商務大臣 十二番

顧問官

伊東顧問官

十四番

細川顧問官

十八番

九鬼顧問官

二十番

蜂須賀顧問官

廿二番

末松顧問官

廿四番

南部顧問官

廿五番

濱尾顧問官

廿八番

花房顧問官

廿九番

菊池顧問官

三十番

曾我顧問官

卅一番

小松原顧問官

卅二番

穂積顧問官

卅三番

安廣顧問官

卅四番

岡部顧問官

卅五番

黒木顧問官

卅六番

有地顧問官

卅七番

委員

有松法制局長官

柴田文部省宗教局長

岡本農商務省山林局長

報告員

二上書記官長

書記官

清水書記官

入江書記官

村上書記官

闕席員

山縣議長

親王

貞愛親王

一番

載仁親王

二番

依仁親王

三番

國務大臣

後藤内務大臣

五番

加藤海軍大臣

六番

大島陸軍大臣

七番

本野外務大臣

八番

松室司法大臣

九番

田 述信大臣 十一番

勝田大藏大臣 十三番

顧問官

福岡顧問官 十六番

榊山顧問官 十七番

河瀬顧問官 十九番

杉 顧問官 廿一番

金子顧問官 廿三番

都筑顧問官 廿六番

三浦顧問官 廿七番

議長(清浦) 之ヨリ會議ヲ開ク社寺保管林規則

中改正ノ件ヲ議題トス本件ニハ書記官長ノ

修正案アルニ付先例ニ依リ其ノ修正シタル

モノヲ以テ原案ト為ス第一讀會ヲ開キ議案

ノ朗讀ヲ省略シ審査報告ヲ為サシム

報告(二上) 謹テ本件ヲ審査スルニ社寺所領

ノ上地處分及其ノ上地下地ノ沿革ニ付テハ

審査報告書記載ノ如シ而シテ社寺ヲシテ其

ノ上地林ヲ保管セシムルノ制ニ付テハ國有

林野法第十七條ニ社寺ノ上地林ハ其ノ社寺

ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得此ノ場合  
 ニ於テ社寺ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ林  
 地ヲ使用收益スルコトヲ得ル旨ノ規定アリ  
 現行社寺保管林規則ハ則チ此ノ法律ノ規定  
 ニ胚胎スルモノナリ然ルニ本規則實施ノ状  
 況ヲ見ルニ微々トシテ振ハス現在保管林ハ  
 上地林總數二千餘箇所ノ内四箇所又総面積  
 四萬餘町歩ノ内二千五百餘町歩ニ過キス是  
 レ主トシテ法規ノ定ムル所社寺ノ負擔過重  
 トニシテ其ノ利益之ニ伴ハサルノ憾アルニ基

クモノナリ  
 社寺ニ於テ上地ノ下戻ヲ希望シ来リタルノ  
 事實ハ御承知ノ如クナルカ政府ニ於テハ上  
 地下戻ノ途ハ再ヒ之ヲ開クノ意思ナシ唯本  
 業ヲ以テ現行上地林保管制度ヲ改良シ之ヲ  
 シテ有效ナラシムルノ趣旨ナリト謂フ而シ  
 テ其ノ改正ノ要領ハ

第一 保管林ノ保管期間最長期十五年ヲ五  
 十年ニ改ム

第二 保管林ノ植栽ハ社寺ノ義務ナリシヲ

植林  
密  
際

改メテ社寺ノ願出ニ依リ之ヲ許可スルコトトシ政府亦自ラ造林ニ當ルコトアルコトトス

第三 保管林ノ手入ハ總テ社寺ノ義務ナリシヲ改メテ社寺ニ於テ植栽シタルモノニ限リ其ノ義務ト為シ其ノ他ノモノハ政府自ラ之ニ當ルコトトス

第四 保管林ノ主産物ニ對スル社寺ノ採取部合ハ總テ伐採量ノ二分ノ一ナリシヲ改メテ其ノ植栽者ニ依リ區別シ(イ)明治二十

年以後政府ノ植栽シタル樹木ニ付テハ三分ノ一(ロ)社寺ノ植栽シタル樹木ニ付テハ十分ノ八(ハ)其ノ他ノ樹木ニ付テハ三分ノ二ヲ以テ社寺ノ採取部合ト為ス是レ今回ノ改正中最重要ナル點ニシテ之カ國庫ノ收入ニ及ホス影響ニ付當局ノ説明スル所ニ依レハ現ニ國庫カ上地林ヨリ得ル年收約二十万圓トシ社寺カ保管林ヨリ得ル部分三分ノ二トセハ此ノ改正ハ國庫年收ニ約十三万圓ノ減少ヲ来タスヘシ尤モ現行

區  
區  
區



規則ニ依ルモ社寺ノ收得部合ハ二分ノ一  
 ニシテ即チ十萬圓ノ減少ヲ生スヘキモノ  
 ナルヲ以テ本改正ニ因リ特ニ生スル減少  
 ハ約三萬圓トナル概算ナリ又此ノ改正ノ  
 結果社寺ノ收入俄ニ増加シ一寺院ニシテ  
 年收數萬圓ノ増加ヲ見ルモノアルヘキヲ  
 以テ社寺ヲシテ之ヲ適當ニ使用セシムル  
 コトニ關シテハ内務及文部當局ニ於テ充  
 分ノ監督ヲ為ス積ナリトノコトナリ

第五 社寺ニ於テ本規則ニ依ル許可ノ條件

ニ違背シタルトキハ農商務大臣カ其ノ保  
 管ヲ解除スルコトヲ得ル旨ノ規定ヲ追加  
 ス

第六 社寺ノ管理者許可ヲ得スシテ保管林  
 地ヲ使用シタルトキ又ハ之ヲ他人ニ貸付  
 シ若ハ使用セシメタルトキハ五十圓以下  
 ノ罰金ニ處スル旨ノ罰則ヲ削除ス本令  
 ヲシテ罰則ナキ勅令ト為サムトス

要スルニ本案ハ社寺ノ上地林ニ對スル舊時  
 特殊ノ緣故ヲ考量シ社寺上地林保管制度ノ

附  
録  
附  
録

趣旨ヲ徹底セシムトスルモノニシテ大體  
ニ於テ不都合ノ廉ナシト認ムルモ獨リ第六  
點即チ第十條ヲ削除スルノ點ニ付テ考フル  
ニ本條ハ社寺ノ管理者不法ニ保管林ヲ使用  
スルノ行為カ刑法規定スル所ノ犯罪ニ當ラ  
ナル場合罰金刑ヲ以テ之ヲ處罰セムトスル  
ノ趣旨ニシテ本條ハ保管上地林ノ保護ヲ周  
匝ナラシムルカ為之ヲ存置スルヲ妥當トス  
ルノミナラズ現ニ國有林野部分林規則第十  
九條ニモ同一趣旨ノ罰則規定アリ彼此權衡

上ニ於テモ本條ヲ削除セサルヲ可ナリト認  
ム而シテ本條ノ存置ハ政府當局者ニ於テモ  
敢テ異議ナキ所ナリトス仍テ本案ハ朱書ノ  
通り修正可決セラレ然ルヘキモノト思料ス  
右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

二十八番(濱尾)

本案ハ實ニ山林ノ興廢ニ關スル重大問題ナ  
リ唯今書記官長ノ報告ニ依リ其ノ趣旨ノ大  
要ヲ了得セルカ今回ノ改正ハ主トシテ社寺  
ヲシテ上地林保管ノ便利ヲ得ルコト多カラ

附  
録  
附  
録

シムルニ在リ至極結構ノ義ニシテ素ヨリ何  
等ノ異論アルハキ苦ナシト併其ノ關係スル  
所多端ナルカ故ニ當局者ヨリ親シク今少シ  
詳細ナル説明ヲ承リタシ  
先ツ從來ノ社寺保管林ノ實況ヲ看ルニ誠ニ  
寥々タル有様ニシテ國家ノ造林上遺憾ニ堪  
ハサル次第ナリ仍テ政府ニ於テ十分考慮ノ  
上適當ノ施設ヲ為シテ大ニ山林經營ノ實ヲ  
舉クルニ至ラムコトヲ希望ス本改正案ハ從  
前ノ制ニ比シテ改善スル所アルコト勿論ナ

ルモ之カ實施ニ因リ果シテ能ク其ノ目的ヲ  
達スルコトヲ得ルヤ否ヤ政府當局者ノ意向  
ヲ承知シタシ  
次ニ社寺上地林ノ下戻ニ付テハ近年往々政  
府當局者ト行政裁判所トノ間ニ意見ノ相違  
アリ政府下戻ヲ非トスル場合裁判所之ヲ是  
トスルコトアリ為ニ近年數回衆議院ニ於テ  
下戻ノ繼續法案提出セラルルモ貴族院之ニ  
賛成セス政府亦常ニ反對ノ意思ヲ表明シ來  
レリ今回本改正案ノ説明ニ依ルモ政府ハ將

来再ヒ下戻ノ途ヲ開クノ意思ナシト聞ク然  
レトモ山林ノ事タル利益問題又ハ政治問題  
ニ關係スル所アルカ故ニ将来下戻法案ノ衆  
議院ニ續出スルコトナシトセス此ノ場合當  
局者ニ於テハ飽ク迄モ之ニ反對セラレムコ  
トヲ希望ス當局者亦果シテ其ノ所見ヲ同ク  
クセラルルヤ否ヤ

惟フニ社寺上地林下戻法案ハ行政裁判所ニ  
於テ往々行政廳ノ意見ニ反對シテ下戻ヲ是  
認スルコトアルカ故ニ提出セラルルモノニ

シテ此ノ原因ノ除去セラレサル限り右ノ法  
案ハ將來尚續出スヘシ蓋シ當事者ハ下戻ヲ  
受クルノ望ナキニ非サルニ於テハ之ヲ冀フ  
コト當然ニシテ假令今回保管林規則ノ改正  
ニ因リテ多少保管林ニ對スル社寺ノ利益ヲ  
増加スルモ尚下戻ノ運動ハ絶滅ニ至ラサル  
ヘシ又行政裁判所カ往々行政廳ト反對ノ見  
解ヲ採ルコトアルカ故ニ行政廳ニ於テハ動  
モスレハ下戻申請ニ對スル處理ヲ遲延スル  
コトアリト聞ク斯ノ如ク近年行政廳ト行政

裁判所ト其ノ見解ヲ異ニスルカ為林野管理  
 上種々ノ不便ヲ醸生シタルコト誠ニ遺憾ニ  
 堪ヘス其ノ争點ノ最タルモノハ舊時ノ朱黑  
 印地ノ性質ナリ朱印状ニ山林竹木諸役免除  
 云々トアリ此ノ文句ノ解釋ニ付兩説アリ此  
 ノ問題ハ現今ノ法律ノ解釋法ノミニ依リ解  
 決セラルヘキモノニ非ス寧ロ史料古文書ノ  
 研究ニ依リテ之ヲ解決セサルヘカラス當局  
 者ハ從前古文書ノ研究ニ重キヲ置キテ下戻  
 ノ限ニ在ラストノ解釋ヲ採リ来リモニ對シ

行政裁判所ニ於テハ近来此ノ點ヲ輕視シ下  
 戻ヲ為スヘキモノトノ見解ヲ採ルニ至レリ  
 是レ甚ク當ヲ得サル義ト思料スルモ裁判官  
 ノ為ス所ナルカ故ニ致方ナシ唯司法裁判所  
 ト異ナリ行政裁判所ニ於テ行政廳ノ見解ト  
 異ナル判決ヲ下スハ其ノ影響スル所頗ル大  
 ナリ仍テ政府當局者ニ於テハ此ノ問題ノ根  
 本ニ付慎重ナル研究ヲ盡サレムコトヲ希望  
 ス此ノ點ニ關スル當局者ノ意向如何  
 以上三點ニ付政府當局者ヨリ詳細ナル答辯

ヲ承リタシ

十二番(仲小路)

本件ハ實ニ森林ノ興廢ニ関ス

ル重大問題ナルカ故ニ政府ニ於テモ十分ノ

考慮ヲ費シタリ從來社寺ノ朱黒印地ニ付テ

ハ或ハ下戾ノ運動アリ或ハ議會其ノ他ニ於

テ紛爭アリ斯ノ如キ紛議ニ對シ何等ノ解決

ヲ與ヘサルハ政府ノ怠慢ト謂ハサルヘカラ

ス惟フニ社寺ニ於テハ頻リニ上地林ノ下戾

ヲ希望スルモ之ヲ許可スルトキハ直ニ濫伐

シテ荒廢ニ歸セシムルノ虞アリ且社寺境内

外ノ尊嚴ヲ維持スル爲ニハ或ルヘク其ノ森

林ヲ鬱蒼トシテ繁茂セシメサルヘカラス即

チ下戾ハ國家將來ノ為大ニ憂慮スヘキモノ

タルノミナラス又社寺ノ為ニモ必スシモ有

利ナリト爲スヘカラサルナリ斯ノ如ク下戾

ハ制度トシテ不當ナルカ故ニ今後下戾ニ付

種々ノ運動アルヘキモ政府ニ於テハ斷然之

ヲ拒絕スル見込ナリ乍併社寺ノ從前ノ由緒

緣故ヲ無視スルハ事情ニ於テ不穩當ナリ即

チ政府ニ於テハ種々考慮ノ結果保管林ノ制

社寺  
問題

抽 密 障

度ニ依リ社寺ノ利益ヲ保護セムト欲ス今回  
ノ改正案ニ依レハ成ル一ク社寺ノ収益都合  
ヲ増加シ且樹木ノ植栽及手入ハ主トシテ改  
府ニ於テ専門家ヲシテ之ニ當ラシメ又保管  
ノ年限ヲ延長セムトス而シテ本案ノ提出ニ  
至ル迄ニハ當局大臣トシテ十分ノ考量ヲ重  
ネ特ニ宗教家其ノ他ノ關係者ト大ニ意見ヲ  
交換スル所アリタリ今日ノ状態ニ於テハ先  
ツ是レ丈ケノ途ニテ從來ノ紛争ヲ一通リ解  
決シ得ヘシト信ス行政裁判所ノ判決ノ事ハ

畢竟枝葉ニ屬ス本案ノ施行ニ因リテ従前ノ  
懸案ヲ一掃スルコトヲ得ハ今後復タ多ク訴  
訟沙汰ト為ルコトナカルヘシト考フ  
二十八番(瀨尾) 唯今當局大臣ヨリ詳細ナル御  
説明アリシ中ニ下戾ノ問題ニ付行政裁判所  
ノ關係ハ輕微ナル事柄ナリト陳述セラレタ  
ルカ如キモ是レ余ノ甚タ懸念ニ堪ヘサル所  
ナリ今回ノ改正ニ依リテ或ル程度迄ハ社寺  
ニ満足ヲ與ヘ從テ下戾ノ問題ヲ解決シ得ヘ  
シト雖モ下戾ノ事タル素ヨリ利益ノ問題ナ

ルカ故ニ是レ丈ケノ途ニテハ未夕全ク消滅  
スルニ至ラサルヘキ乎是レ余ノ深ク疑ヲ存  
スル所ナリ主務大臣ニ於テ將來飽ク迄モ下  
矣法案ニ賛成セストノ趣旨ハ之ヲ諒承セル  
モ若シ不幸ニシテ該法案カ兩院ヲ通過セハ  
致方ナカルヘシ而シテ斯ノ如キ紛議ノ基ク  
所ハ主トシテ行政裁判所ノ判決ニ在リ判決  
ノ内容ハ固ヨリ外間ニ於テ之ヲ左右シ得ヘ  
キニ非スト雖モ政府當局者カ單ニ意見ノ相  
違ナリトシテ之ヲ抛擲スルハ如何雙方十分

ノ考究ヲ遂ケ成ルヘク其ノ解釋ヲ一致セシ  
ムルコトニ盡力セラレムコトヲ希望ス

十二番(伸小路)

本官ハ行政裁判所ノ判決ノ問

題ニ付決シテ之ヲ輕視スルモノニ非ス唯種  
々ノ方法ニ依リ成ルヘク訴訟沙汰ト為ラサ  
ル様注意スヘシ又訴訟ト為リタル場合政府  
ハ極力其ノ所見ヲ辯明シ成ルヘク雙方所見  
ノ相違ヲ来ササル様努力スルコト行政上當  
然ノ措置ナリト信ス尚濱尾顧問官ノ御趣旨  
ハ本官能ク之ヲ諒承セリ實行上精々御趣旨

附  
録  
陽



ニ叶フ様心掛クヘシ

二十四番(末松)

社寺ノ所領ニ對スル上知處分

ハ明治維新ノ風潮ニ依リ社寺殊ニ寺院力其

ノ勢力ヲ失墜セル際之ヲ斷行セラルモノニシ

テ之カ為尔來社寺ノ維持大ニ困難ト為リシ

上時勢ノ變化ニ伴ヒ世間一般ノ宗教心次第

ニ薄ラキ為ニ社寺ノ維持益困難ナルニ至レ

リ斯ノ如ク宗教ノ萎微トシテ振ハサルハ國

家ノ大計ニ於テ甚夕憂慮ニ堪ヘサル所ナリ

今回社寺保管林規則ノ改正ニ付政府當局者

ニ於テハ下戾運動ノ解決又ハ山林經營ノ利

害等ニシテ著眼セラルルカ如キモ余ハ此ノ

問題ニ關聯シテ宗教振興ノ方面ニモ注目セ

ラレムコトヲ希望ス即チ山林管理ノ目的ノ

ミヲ以テ本案ヲ見ルハ不可ナリ内務文部兩

省ノ當局者カ共同シテ本案ノ施行ニ付宗教

振興ノ事ニ當ラサルヘカラス今回ノ改正案

ニ依リ社寺ノ中巨額ノ利益ヲ受クルニ至ル

モノアリト聞ク然ルニ神社ハ姑ク措キ寺院

ニ對シテハ從來政府ノ監督甚夕不取締ナリ

現ニ堂宇ノ荒廢甚クシク又僧侶ノ不徳甚ク  
シキモノアリ是レ固ヨリ種々ノ原因ニ因ル  
コトナルモ何トカ之ヲ救済スルノ必要アル  
コト勿論ナリ余ハ本業ヲ之ニ利用スルノ可  
ナルヲ信ス社寺境内ノ監督ノ如キハ眼前ニ  
其ノ效驗アリ政府ニ於テ十分ノ考慮ヲ回シ  
相當ノ方法ヲ講セラレムコトヲ希望ス  
要スルニ山林經營ノ趣旨ノミニテハ余ハ本  
案ニ賛成シ難シト考フ幸ニ寺内首相閣下ヨ  
リ此ノ點ニ関シ満足ナル言明ヲ聞クコトヲ

得ハ余ハ喜テ本業ニ賛成スルモノナリ  
四番(寺内) 社寺上地林ノ處分案ニ付余ノ最モ  
注意シタル點ハ社寺殊ニ寺院ノ管理ノ問題  
ナリ近年一般國民ノ宗教心大ニ薄ラキ來リ  
シコトハ獨リ余一人ノミナラス天下有識者  
ノ舉テ深ク憂フル所ナリ而シテ人心ヲ支配  
スヘキ宗教家ニ對シ何等カ此ノ時弊ヲ矯正  
スヘキ國家的行為ヲ求メムトスルヤ彼等宗  
教家ノ言ニ曰ク余等ハ重大ナル宗教上ノ責  
務ヲ有スルヲ知ルモ其ノ收得ハ僅ニ信仰者

ノ布施ニ過キス是ノミニテハ到底體面ヲ維  
持スルコトスラ困難ナリ昔ハ朱黑印地ノ利  
得アリ又僧侶ノ階級アリシモ今ハ是等ノ率  
一切廢止セラレタリ實ニ余等ハ殆ト生活ノ  
途ナキモノナリト余ハ近年各地ノ寺院ニ就  
キ聞知スル所アリ略其ノ状態ヲ知悉スルヲ  
得タリ誠ニ道心日々ニ微ナル場合今少シク  
宗教家ヲ利用シテ國民道德ノ振作ヲ計ラサ  
ルヘカラス即チ先ツ寺院管理ノ關係ヲ解決  
シ僧侶ヲシテ安ムシテ國家ノ事業ヲ共助セ

シメムト欲ス是レ余カ當局者ヲシテ本問題  
ヲ調査セシメタル根元ナリ而シテ之カ解決  
ニ付テハ法律ヲ要スルモノアルヘシ本案ハ  
勅令ニシテ之ニ依リ相當ニ目的ヲ達シ得一  
シト信ス自今宗教家ヲシテ一層奮勵セシム  
ル積ナリ固ヨリ政府ハ確乎タル念ヲ以テ進  
マムト欲スルモ其ノ實行ニ至リテハ容易ノ  
業ニ非ス今日未タ何等實行上ノ成業ヲ得ル  
ニ至ラサルモ國家ノ為大ニ盡力シ何トカシ  
テ以上ノ目的ヲ達セムト欲スルノ念切ナリ

各位幸之ヲ諒セラレヨ

二十四番(末松) 首相年来ノ御抱懐ヲ承リ之ヲ

諒得セリ願ハクハ其ノ御精神ニテ進行セラ

レムコトヲ望ム國家ノ法制ヲ以テ宗教ノ信

仰ニ干渉スルコトハ素ヨリ不可能ナルモ其

ノ他ノ事項殊ニ社寺ノ會計規則ノ如キニ付

テハ政府カ社寺ヲ監督シテ可ナリ本案ノ實

行ニ付テハ先ツ深ク此ノ點ニ注意セラレム

コトヲ希望ス此ノ希望ノ下ニ余ハ本案ニ賛

成スルモノナリ

議長(清浦) 最早御發言ナキニ付第二讀會ニ入

リ議案ヲ朗讀セシム

(村上書記官朗讀)

(別紙)

議長(清浦) 直ニ第三讀會ニ移ル御異議ナクハ

採決スヘシ

二十四番(末松) 異議ナシ

二十番(九鬼) 異議ナシ

議長(清浦) 然ラハ採決ス原案賛成ノ諸君ノ御

起立ヲ請フ

聖上御

(全會一致原案可決)  
(正午閉會)

副議長子爵

清浦奎吾

書記官長

二上兵次

書記官

入江貫一

村上恭一

勅令第

號

社寺保管林規則中左ノ通改正ス

第三條中十五年ヲ五十年ニ改ム

第四條ノニ 社寺其ノ保管林ノ植栽ヲ願出テ

タルトキハ大林區署長ハ條件ヲ定メ之ヲ許

可スルコトヲ得

第五條中第五號ヲ削リ第六號ヲ第五號トシ第

七號ヲ左ノ如ク改ム

六 大林區署長ノ指定シタル方法ニ從ヒ稚

樹ノ保育及成林撫育ニ必要ナル行為ヲ

為スコト

七 前條ノ規定ニ依リ植栽ヲ為シタル場合

ニ於テ大林區署長ノ指定シタル方法ニ

從ヒ手入ヲ為スコト

第六條 主産物ハ大林區署長ノ指定ニ依リ其

ノ伐採量ノ價格ノ三分ノ二ニ相當スル部分

ヲ社寺ニ於テ採取スルコトヲ得但シ明治二

十年以後國ノ植栽シタル樹木ニ付テハ三分

ノ一、第四條ノ二ノ規定ニ依リ社寺ノ植栽シ

タル樹木ニ付テハ十分ノ八トス

社寺ハ大林區署長ノ許可ヲ得タル場合ニ限

リ根株ヲ採取スルコトヲ得

第九條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

五 本令ニ依ル許可ノ條件ニ違背シタルト

キ

第十條 削除

附 則

従前ノ規定ニ依リ許可シタル保管林ニ付テハ

第十條ノ規定ヲ除ク、外仍従前ノ例ニ依ル但

シ社寺ノ出願アルトキハ本令ニ依リ保管ヲ許

可  
ス  
ル  
コ  
ト  
ヲ  
得

相

密

陽